

令和元年度 UIJターン者家賃等補助金

評価表

NO.

38

所管部課名	商工観光部商工政策課			担当者	吉井 直史			
事務事業名	雇用対策事業							
根拠法令	薩摩川内市UIJターン者家賃等補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和元年度 予算額	4,700 千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容	
		千円	4,700 千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	中小企業等の新規就労者(UIJターン者)数			20		令和6年度		
成果指標②								
補助対象者	40歳未満(甌島地域は50歳未満)で転入し、転入前後1年以内に市内中小企業等に正規雇用の形態により就労し、自ら居住する目的で住宅を借り受けている者							
補助対象経費	家賃及び移住費							
補助対象事業・活動の内容	本市に転入(甌島地域は転居も含む)し、転入前後1年以内に市内中小企業等に正規雇用の形態に就労し、自ら居住する目的で住宅を借り受けている者に対し、家賃の一部を補助する。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	(1) 家賃1か月分の10分の3(月額補助上限2万円)を最大12か月分 *甌島地域は10分の5(月額補助上限1.5万円) (2) 移住費(単身世帯10万円、2人以上世帯20万円) *甌島地域のみ							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業(団体)等の経過を去ける年の事業決算状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	0		830,400	70.0%	2,671,800	60.6%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			830,400	70.0%	2,671,800	60.6%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			355,400	30.0%	1,738,400	39.4%
					0.0%		0.0%	
		(前年度繰越金)			0.0%		0.0%	
	計	0		1,185,800	100.0%	4,410,200	100.0%	
	支出	事業費			1,185,800	100.0%	4,410,200	100.0%
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
		(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%	
		計	0		1,185,800	100.0%	4,410,200	100.0%
		支出計/前年度支出計					371.9%	
	自己資金/前年度自己資金					321.7%		
	翌年度繰越金/市補助金					0.0%		
交付件数				6		20		
成果指標の推移①				6		15		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【事業のPR方法】 ・ホームページへの掲載や移住希望者へのチラシの配布、合同移住フェアへの出展の際に説明している。 【費用対効果】UIJターン者の市内中小企業等への就労促進に寄与している。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】 ・平成30年度には、本土地域と比較しても人材の確保の困難な甌島地域へのUIJターンの促進を図るため、甌島地域へ転入または転居した方への補助要件の緩和及び補助率の引き上げを行い、移住費の支給を新たに設けた。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	人手不足が大きな課題であり、人材の確保が難しい状況のなか、U I J ターン者の市内中小企業等への就労促進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域経済の活性化のために、市内中小企業等が安定的に人材確保を図るために必要な支援である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	U I J ターン者の市内中小企業等への就労が促進されている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	U I J ターン者の市内中小企業等への就労を促進するため、U I J ターン者へ補助する方法が望ましい。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	若年層の人口減少が進行するなか、市内中小企業等の人材確保として、U I J ターン者の就労促進を図るために家賃及び移住にかかる経費を補助することは有効な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率及び補助上限額は明確に定められており、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 当補助金は平成29年度に事業化し、平成30年度は甌島地域の条件等の拡充を行っている。人材の確保が重要な課題となっている中、当補助金の申請者数は増加しており、人材の確保の一助となっていることから当面は事業を継続したいと考えている。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 他の事業との連携や関連性をもたせることで成果を出したい。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止 〈まとめ〉

○薩摩川内市UIJターン者家賃等補助金交付要綱

平成29年3月27日

告示第101号

改正 平成30年4月1日告示第246号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、UIJターン者家賃等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、UIJターン者の家賃及び移住に係る経費の一部を負担し、中小企業等の人材確保及び地元就労の促進を支援することにより、本市の地域産業の振興を図るため、中小企業等に就労するUIJターン者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 常時使用する従業員の数が300人以下である中小企業、法人その他の団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 卸売業、サービス業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む団体であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないと市長が認めるもの

(2) 就労 雇用期間の定めが無く、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する厚生年金保険、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する労働者災害補償保険又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する雇用保険に加入している正規雇用の形態により雇用されること。

(3) UIJターン者 次のいずれかに該当する者

ア 本市に転入をし、転入後 1 年以内に中小企業等に就労をした者又は中小企業等に就労をした日から 1 年以内に転入をした者で、転入時において満 40 歳（甑島地域に転入した者については、満 50 歳）未満のもの

イ 本市の本土地域から甑島地域に転居（以下「転居」という。）をし、転居後 1 年以内に中小企業等に就労をした者又は中小企業等に就労をした日から 1 年以内に転居をした者で、転居時において満 50 歳未満のもの

（４） ２人以上世帯 UIJターン者及びUIJターン者と共に転入又は転居をした者で構成され、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録された世帯
（補助金の対象経費）

第 4 条 補助金の対象経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１） 家賃 UIJターン者が、本市に転入若しくは転居をした日又は就労をした日のいずれか早い日から起算して前後 1 年以内に、自ら居住する目的で借り受けた住宅（UIJターン者が勤務する中小企業等の社宅及び社員寮並びに UIJターン者の親族が所有する家屋等を除く。）に対し支払った賃借料

（２） 移住費 UIJターン者が、甑島地域への転入又は転居に要した移住に係る経費
（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に定める経費の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

（１） 家賃 家賃 1 箇月分の額（ただし、次条の規定による交付申請時において家賃に対する他の支援等がある場合は当該支援等の額を控除した額。以下この号において同じ。）に 10 分の 3 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、2 万円を限度とする。）に支払った月数（12 月を上限とする。）を乗じて得た額とする。ただし、甑島地域の住宅を借り受けた場合に限り、家賃 1 箇月分の額に 10 分の 5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、1 万 5 千円を限度とする。）に支払った月数（12 月を上限とする。）を乗じて得た額

（２） 移住費 次のア及びイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 単身世帯 10 万円

イ ２人以上世帯 20 万円

2 前項各号の経費に係る補助金の交付はそれぞれ1度限りとし、同項第1号の経費は2回に分けて交付することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするUIJターン者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して3箇月以内に、UIJターン者家賃等補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) UIJターン者となった日又はUIJターン者が住宅を借り受けた日のいずれか遅い日(以下「基準日」という。)の属する月(以下「基準月」という。)から6箇月目までの家賃に対する補助金 基準日から6箇月を経過した日

(2) 基準月から数えて7箇月目から12箇月目までの家賃に対する補助金 基準日から12箇月を経過した日

(3) 移住費 基準日から6箇月を経過した日

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 住宅を借り受けた事実を証する書類

(2) 家賃の払込みを証する書類

(3) 市税の滞納がない旨の証明書

(4) 住民票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、UIJターン者家賃等補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内にUIJターン者家賃等補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(請求に対する交付)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(調査)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象事業に係る経費の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

(決定の取消し又は補助金の返還)

第 1 1 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(成果)

第 1 2 条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、UIJターン者の中小企業等への就労及び中小企業等の経営の安定とする。

(見直しの期間)

第 1 3 条 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

(効果の測定)

第 1 4 条 補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、中小企業等の新規就労者数を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 4 月 1 日告示第 2 4 6 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市UIJターン者家賃等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の対象となった補助金について適用し、同日前に交付の対象となった補助金については、なお従前の例による。